

愛知県アルコール健康障害対策連絡会開催要領

1 目的

アルコール健康障害対策基本法(平成 25 年法律第 109 号)の基本理念に基づき、本県のアルコール健康障害対策の総合的な推進を図るための連絡調整、意見交換を行うため、アルコール健康障害対策連絡会を開催する。

2 組織等

(1) 連絡会は次に掲げる課室の班長等をもって構成する。

県民生活部地域安全課

産業労働部労政局労働福祉課

教育委員会学習教育部保健体育スポーツ課

教育委員会学習教育部保健体育スポーツ課健康学習室

警察本部生活安全部子ども女性安全対策課

警察本部交通部交通総務課

健康福祉部地域福祉課

健康福祉部児童家庭課

健康福祉部高齢福祉課

健康福祉部保健医療局健康対策課

健康福祉部保健医療局医務国保課

健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室

(2) 連絡会に座長を置く。座長は健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室長をもって充てる。

(3) 座長は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聞くことができる。

(4) 連絡会の庶務は、健康福祉部障害福祉課こころの健康推進室において処理する。

3 その他

前各項に定めるもののほか、連絡会に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 2 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適応する。